

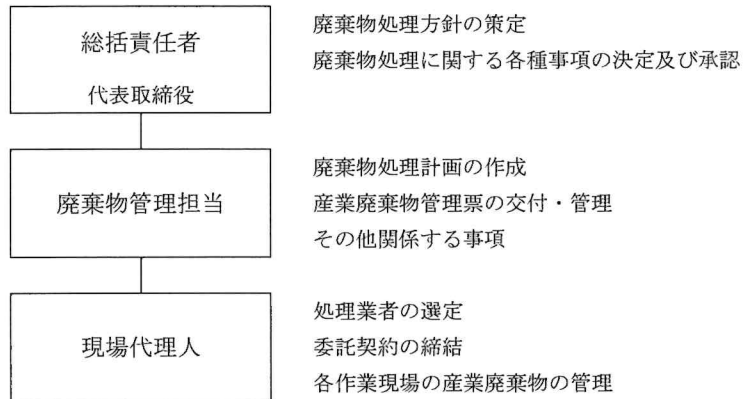
産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 5 月 1 0 日	
高崎市長 富岡 賢治 様	
提出者 住 所 群馬県高崎市箕郷町矢原 1062-79 氏 名 株式会社 岡田工務店 代表取締役 岡田光正 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 2 7 - 3 7 1 - 2 3 6 4	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	高崎市内現場 11 件
事業場の所在地	高崎市内一円
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	88,000 万円
③従業員数	40 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙 1 のとおり



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ※別紙2-Aのとおり

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一般土木工事・解体工事全ての工事で産業廃棄物の分別を徹底して行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、一般土木工事・解体工事の全てから発生する産業廃棄物の分別を徹底して行っていく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していません。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定はありません。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していません。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定はありません。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	——	——
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定はありません。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 ※別紙2-Bのとおり

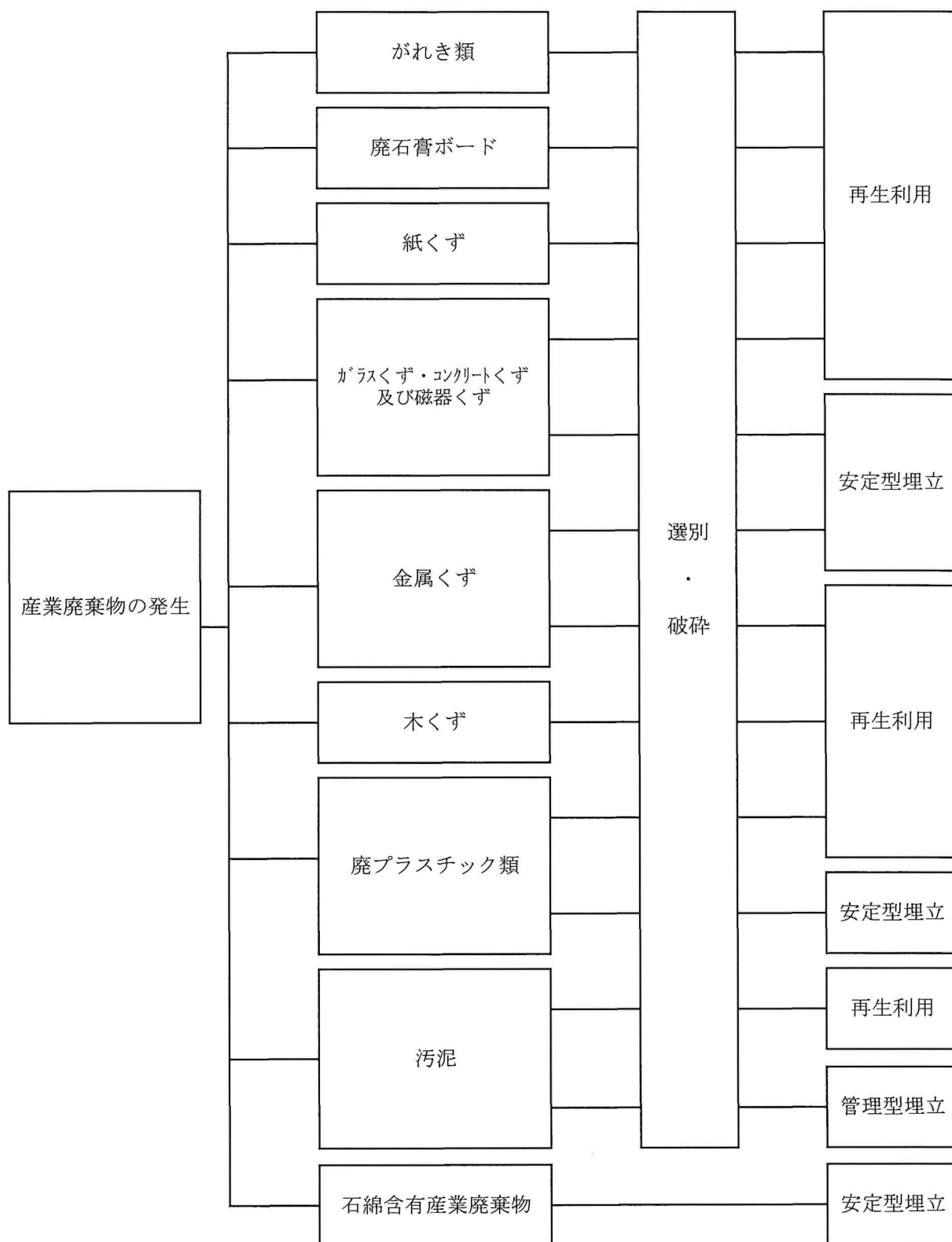
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

※別紙 1



※ 別紙 2 - A

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度） 実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	汚泥
	排 出 量	291.22t	2.21t	1.58t	0t	3122.69t
	(これまでに実施した取組)					
	当社は公共土木工事が主体であり、業務上産業廃棄物を減量することは困難であるが、再利用できるよう中間処理施設でリサイクルを行ってきた。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	汚泥
	排 出 量	290t	2t	1.5t	1t	3200t
	(今後実施する予定の取組)					
	全ての工事で産業廃棄物の解体分別を徹底し、再利用できる廃棄物は、リサイクル処理施設に委託し再利用を図る。					

※ 別紙２－Ｂ

産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	汚泥
	全 処 理 委 託 量	291.22t	2.21t	1.58t	0t	3122.69t
	優良認定処理業者 への処理委託量					3122.69t
	再生利用業者への 処理委託量	291.22t	2.21t		0t	3122.69t
	認定熱回収業者 への処理委託量					
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量					
	(これまでに実施した取組)					
	当社は公共土木工事が主体であり、業務上産業廃棄物を減量することは困難であるが、再利用出来るよう中間処理施設でリサイクルを行ってきた。					
	②計画	【目標】				
産業廃棄物の種類		がれき類	木くず	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	汚泥
全 処 理 委 託 量		290t	2t	1.5t	1t	3200t
優良認定処理業者 への処理委託量						3200t
再生利用業者への 処理委託量		290t	2t	1.5t	1t	3200t
認定熱回収業者 への処理委託量						
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量						
(今後実施する予定の取組)						
全ての工事で産業廃棄物の解体分別を徹底し、再利用出来る廃棄物は、リサイクル処理施設に委託し再利用を図る。						
※事務処理欄						